

受診の際は  
保険証の提示が  
ルールです!



Point 1

受診時には毎回保険証を提示してください。

Point 2

受診の途中で転職・退職した場合は、医療機関の窓口はその旨を伝えてください。

Point 3

70~74歳の方

70歳以上の方は医療費の負担割合が異なるため、受診時には保険証と一緒に「高齢受給者証」を提示してください。

Point 4

仕事中や通勤途中のけがは医療機関の窓口にてその旨を伝え、**保険証を提示せず**、労災保険で受診してください。

他人の行為でけがをしたときは  
協会けんぽに手続きを

例えばこんなとき…

- ・交通事故
- ・自転車とぶつかった
- ・他の家の犬にかまれた



「第三者行為による傷病届」を提出してください

他人の行為（第三者行為）によるけがや病気の治療費は、加害者が支払うことが原則です。健康保険を利用することもできますが、その場合は協会けんぽが一時的に立て替え、あとで加害者へ請求します。加害者への請求に必要となりますので、健康保険を利用するときは協会けんぽに「第三者行為による傷病届」を速やかに提出してください。

問い合わせ先

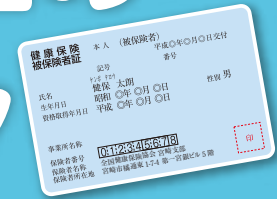
 **全国健康保険協会 宮崎支部**  
協会けんぽ

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階  
電話：0985-35-5364  
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp>

退職などで協会けんぽの資格を失った方へ

# 正しい 保険証の ルール

知って  
いますか?



退職などで本来返却しなければならない保険証で、誤って医療機関を受診する事例が相次いでいます。医療費を返還していただくこともありますので、保険証の正しい取り扱いを知って適正に利用しましょう。



 **全国健康保険協会 宮崎支部**  
協会けんぽ

# 保険証が使える期間を確認しましょう

退職などで協会けんぽの資格を失ったときは、本人（被保険者）の保険証だけでなく、扶養している家族（被扶養者）の保険証も会社に返却してください。

## 会社で働く加入者本人（被保険者）

### 保険証が使えるようになります

- 会社に入社した日から

### 保険証が使えなくなります

- 退職した翌日から
- 75歳になった日から

## 被保険者の扶養家族（被扶養者）

### 保険証が使えるようになります

- 収入などの条件を満たし、被扶養者の認定を受けた日から

### 保険証が使えなくなります

- 被扶養者の条件を満たさず、扶養されなくなった日から
- 被保険者が退職した翌日から
- 75歳になった日から



# 困った保険証の使い方していませんか？



クマっ太くん 1

## 退職後に使ってしまった

退職したけど使っちゃうクマ

- ✗ 月の途中で退職したけど、保険証は月末までは使えるんですよ
- ✗ 退職前から治療している病気は、退職後も健康保険が使えるよね



**退職・転職すると保険証は使えなくなります**  
家族（被扶養者）の保険証とともに会社へ返却しましょう。

クマっ太くん 2

## 仕事中のけがに使ってしまった

仕事でけがをしたクマ

- ✗ 仕事中のけがも健康保険でいいんじゃないの？



**仕事中のけがには保険証は使えません**

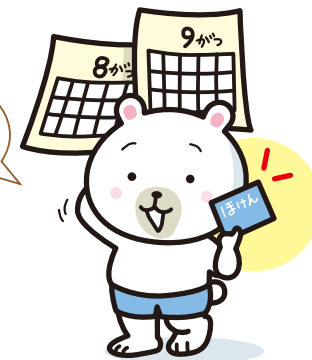
業務上や通勤途上のけがは労災保険の扱いになります。

クマっ太くん 3

## 資格がないのに使ってしまった

資格がなくなってたクマ

- ✗ 資格はなくなったけど、保険証を提示したら使えたし…
- ✗ 勤務先から「返却してください」と言われていないから、使っちゃえ



**資格がなくなった保険証は使えません**

資格のない保険証は返却し、新しい保険証を提示してください。

**誤って保険証を使った場合は医療費を返還していただきます**



保険証が使用できない事例で誤って保険証を使った場合は、あとから自己負担分を除くかかった医療費の全額を返還していただくことになります。負担がとて大きくなりますので十分にご注意ください。